

平成29年

第1回市議会定例会 議案第47号

函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和33年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表5 1の表中「・千代台公園陸上競技場」を削り、

千代台公園陸上競技場	専用使用	1時間			1,100
		1日	20,000	入場料の最高額の150人分に相当する額	
	半日	12,000	入場料の最高額の90人分に相当する額		
	一般	1日			200
		回数券（1日券11枚つづり）			2,000
	個人使用	学生	1日		100
		生徒（高校生に限る。）	回数券（1日券11枚つづり）		1,000

	生徒 (高校生を 除く。) 児童	1日			50
		回数 (1日 11枚 つり)			500

		1時 間			1,100
--	--	---------	--	--	-------

改め、同表備考第5項中「および千代台公園陸上競技場」を削る。

別表5 1の2の表中「・千代台公園陸上競技場（附属施設）」を削り、

	ワイヤレス マイクロ ホン	1日1本につき	1,800円
		半日1本につき	900円
千代台公 園陸上競 技場	シャワー 室	1回	100円
	放送設備 1式	1日	5,000円
		半日	2,500円
	ワイヤレス マイクロ ホン	1日1本につき	1,800円
半日1本につき		900円	

	ワイヤレス マイクロ ホン	1日1本につき	1,800円
		半日1本につき	900円

改め、同表備考第3項中「かつこ」を「括弧」に改める。

別表5 2の表中「・千代台公園庭球場」を削り、

根崎公園アーチェリー場	専使	専用	1日	3,000	
	個人使用	一般	1回	150	
		学生生徒児童	1回	110	
千代台	人工芝のコート	一般	午前6時から午後5時まで1面 1時間につき	600	
			午後5時から午後10時まで1面 1時間につき	900	
	学生生徒児童	午前6時から午後5時まで1面 1時間につき	300		
		午後5時から午後10時まで1面 1時間につき	450		
公園庭球場	クラブハウス	大会	午前6時から正午まで	1,000 (500)	
		運営	正午から午後5時まで	1,000 (500)	
		室	午後5時から午後10時まで	1,000 (500)	
	ハウス	シャワー室	1人1回につき	100	
		放送施設	1式	午前7時から正午まで	2,500
				正午から午後5時まで	2,500

を

根崎公園アーチェリー場	専使	専用	1日	3,000
	個人使用	一般	1回	150
		学生生徒児童	1回	110

に

改め、同表備考第2項中「または入室から退室まで」を削り、同表備考第4項を削る。

別表5 3の表中「・千代台公園駐車場」を削り、

		小型自動車 軽自動車	1日1回につき	200円	
千代台公園	施設利用者	普通自動車（人の運送の用に供する乗車定員10人以下のものに限る。） 小型自動車 軽自動車	2時間まで	100円	を
			2時間を超えた後30分までごとに		
園駐車場	施設使用者以外の者	普通自動車（人の運送の用に供する乗車定員10人以下のものに限る。） 小型自動車 軽自動車	2時間まで	200円	
			2時間を超えた後30分までごとに	100円	

		小型自動車 軽自動車	1日1回につき	200円	に
--	--	---------------	---------	------	---

改め、同表備考第5項を削る。

別表6 1の表備考第4項中「以下」を「以下この表において」に改める。

別表6 2の表備考第3項第2号中「生徒もしくは児童または」を「生徒（高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。以下この表において同じ。）もしくは児童または」に改める。

別表6 2の表の次に次の4表を加える。

3 千代台公園陸上競技場

区 分		利 用 料 金			
		使用の 単 位	金 額		
			入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場合	練習の 場合
千代台公園陸上競技場	専用使用	1 日	20,000円	入場料の 最高額 150人 に相当 する額	
		半日	12,000円	入場料の 最高額 90人 相当 する額	
	一般	1 日			200円
		回数券 (1日 券11枚 つづり)			2,000円
	学生 生徒 (高等学 校、特別支 援部、高等 専修学校の 在学するこ とを以て「 高校生」と いう。)に限 る。)	1 日			100円
		回数券 (1日 券11枚 つづり)			1,000円
生徒 (高校生 を除く。) 児童	1 日			50円	
	回数券 (1日 券11枚 つづり)			500円	
備 考					
<p>1 1日は日の出から日没までとし、半日は日の出から正午までまたは正午から日没までとする。</p> <p>2 主催者が本市の在住者でない場合の利用料金の額は、5割増しの額とする。</p> <p>3 入場料を徴収する場合の利用料金の額が入場料を徴収しない場合の利用料金の額を下回るときの利用料金の額は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額とする。</p> <p>4 興行の目的で使用する場合の利用料金の額は、上表および</p>					

前2項の規定による利用料金の額に100分の108を乗じて得た額とする。

- 5 次に掲げる者の個人使用の場合の利用料金は、無料とする。
 - (1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。）
 - (2) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生を除く。以下この表において同じ。）もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの
 - (3) 第1号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入場するもの
- 6 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）の個人使用（回数券による使用を除く。以下この項において同じ。）の場合の利用料金は、一般の区分の者の個人使用の場合の金額として上表に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。

4 千代台公園陸上競技場（附属施設）

区 分		利 用 料 金	
		使用の単位	金 額
千代台公園陸上競技場	シャワー室	1回	100円
	放送設備1式	1日	5,000円
		半日	2,500円
	ワイヤレスマイク クロホン	1日1本につき	1,800円
		半日1本につき	900円
備 考			
1 1回とは、入室から退室までをいう。			
2 1日は日の出から日没までとし、半日は日の出から正午までまたは正午から日没までとする。			
3 主催者が本市の在住者でない場合の利用料金の額は、5割増しの額とする。			
4 興行の目的で使用する場合の利用料金の額は、上表および前項の規定による利用料金の額に100分の108を乗じて得た額とする。			

5 千代台公園庭球場

区 分			利 用 料 金	
			使用の単位	金 額
千代台公園 庭球場	工の 芝コート	一般	午前6時から午後5時まで1面1時間につき	600円
			午後5時から午後10時まで1面1時間につき	900円
		学生 児童	午前6時から午後5時まで1面1時間につき	300円
			午後5時から午後10時まで1面1時間につき	450円
	クラブ ハウス	大会 運営室	午前6時から正午まで	1,000円 (500円)
			正午から午後5時まで	1,000円 (500円)
			午後5時から午後10時まで	1,000円 (500円)
		シャ ワー 室	1人1回につき	100円
		放送 施設 1式	午前7時から正午まで	2,500円
			正午から午後5時まで	2,500円
備 考				
1 1回とは、入室から退室までをいう。				
2 区分が2以上にまたがるときの利用料金の額は、その額が高額である区分の欄の利用料金の額とする。				
3 大会運営室の使用で暖房を使用した場合の利用料金の額は、括弧内の額をその上段の額に加算した額とする。				

6 千代台公園駐車場

区 分		自 動 車 の 種 別	利 用 料 金	
			使用の単位	金 額
千代台公	施設 使用者	普通自動車（人の運送の用に供するものに限る。） 小型自動車 軽自動車	2時間まで	100円
			2時間を超えた後30分ごとに	

園駐 車場	施設 使用 以外 の 者	普通自動車（人の運送の用に供する乗車定員10人以下のものに限る。） 小型自動車 軽自動車	2時間まで	200円
			2時間を超えた後30分以内	100円
<p>備 考</p> <p>1 この表における用語の意義は、次項に定めるもののほか、別表5 3の表備考第1項から第4項までに定めるところによる。</p> <p>2 「施設使用者」とは、駐車場以外の千代台公園の有料公園施設を使用した者および使用した者の使用に係る施設に入場した者、函館市青年センター条例（昭和44年函館市条例第19号）第1条の函館市青年センターを利用した者および利用した者の利用に係る施設に入場した者ならびに函館市民プール条例（昭和46年函館市条例第42号）第1条の函館市民プールを利用した者および利用した者の利用に係る施設に入場した者をいう。</p>				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表6 1の表および別表6 2の表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表6 3の表から別表6 5の表までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた許可に係る使用について適用し、施行日前の使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表5 1の表の規定により発行された回数券は、施行日以後においても、使用することができる。
- 4 改正後の別表6 6の表の規定は、施行日以後にされた許可に係る駐車場の使用および施行日前にされた許可に係る駐車場の使用（施行日以後も引き続き使用に限る。）について適用し、施行日前にされた許可に係る駐車場の使用（施行日以後も引き続き使用を除く。）につ

いては，なお従前の例による。

- 5 前項の規定により改正後の別表 6 6 の表の規定が適用される場合における駐車場の使用（施行日前にされた許可に係る駐車場の使用であって，施行日以後も引き続くものに限る。）に係る利用料金の額は，当該許可に係る入場の時から当該規定が適用されたとした場合における当該規定による利用料金の額に相当する額とする。

（提案理由）

千代台公園陸上競技場およびその附属施設，千代台公園庭球場ならびに千代台公園駐車場の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとするため